令和5年度 認定こども園・保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設 入園申込みのしおり(保育を必要とする教育・保育給付(2号・3号)認定用)

保育料第2子以降無償化に伴う記載内容の変更について

改正時期:令和5年4月から

6 ページ 7 (2) きょうだい児多子軽減について で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	
(改正前)	就学前のお子さんのうち、きょうだいで保育園等を利用する場合、在園している
	上のお子さんから順に数えて、2人目以降のお子さんの保育料を軽減します(第2
	子を半額、第3子以降を無料)。
	また、利用者負担額表における、B 階層、C 階層、D 1 から D 4 階層まで(詳細
	は利用者負担額表を参照)の世帯については、上のお子さんの年齢や保育施設等の
	利用に関わらず、きょうだい順を数え、算定します。
(改正後)	利用者負担額表の階層に関わらず、0~2歳児クラスの第2子以降の保育料は無
	料です。また、世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢
	や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者が実際に監護し、生計が同一の
	お子さんです。